

化学物質の リスクアセスメント

化学物質ばく露防止のための
呼吸用保護具・皮膚障害等防止用保護具



2022年5月31日に、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第91号)が公布され、新たな化学物質管理の制度が導入されました。その実施内容は、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針」(令和5年4月27日 危険性又は有害性等の調査等に関する指針 公示第4号)に示されています。

リスクアセスメントの実施

リスクアセスメント対象物を製造又は取扱う事業場では、リスクアセスメントを実施する必要があります。

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造又は取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

化学物質管理者

リスクアセスメント対象物の製造、取扱い又は譲渡提供を行う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項の管理を行います。

リスクアセスメント対象物

国によるGHS※分類で危険性・有害性が確認された、ラベル表示、安全データシート(SDS)等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質のことで、(リスクアセスメント対象物以外の化学物質は努力義務です。)

※The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals:化学品の分類及び表示に関する世界調和システム

令和5年8月30日現在



令和6年4月1日施行



令和7年4月1日及び
令和8年4月1日施行



リスク低減措置

事業者は、次の優先順位に基づいて対策を検討し、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とすることを含めたリスク低減措置を実施する必要があります。本質安全対策、工学的対策、管理的対策の優先順位でリスク低減措置を講じてもなお、リスクが高い場合に、保護具の着用を選択・使用します。

1 本質的対策

- 危険性・有害性が高い化学物質等の使用の中止
- 危険性・有害性がより低い物への代替
- 化学反応のプロセス等の運転条件の変更
- 化学物質等の形状変更 等

2 工学的対策

- 機械設備等の防爆構造化
- 安全装置の二重化
- 機械設備等の密閉化
- 局所排気装置・全体換気装置の設置 等

3 管理的対策

- 作業手順の改善
- マニュアルの整備
- 教育訓練・作業管理等の実施 等

4 個人用保護具の着用



有効な呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等を使用します。

「個人用保護具の着用」は最も低い優先順位となっていますが、現場では非正常なトラブル(漏洩等)が起こる可能性もあることから、労働者保護のために保護具を着用することは、極めて重要な方策とも言えます。



フィットテスト

フィットテストとは、事業者が着用者に適した面体を提供するため、計測装置等を用いて、顔と呼吸用保護具のフィットが良好であることを客観的に確認する方法のことです。フィットテストの方法には、定量的フィットテストと定性的フィットテストがあります。次の場合に、面体を有する呼吸用保護具を労働者に使用させるときは、JIS T 8150:2021「呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法」に定める方法又はこれと同等の方法によって、1年以内ごとに1回、定期的に、フィットテストを実施します。

- 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場
- 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、粉じん障害防止規則の規定に基づき、第三管理区分に区分された場所
- リスクアセスメントに基づくリスク低減措置として呼吸用保護具を労働者に使用させる事業場

JIS T 8150:2021 フィットテスト対応

短縮定量的フィットテスト(2分29秒)を行うことができるため、標準の定量的フィットテスト(7分以上)に比べ、フィットテスト時間を約1/3に短縮できます。

「N95モード」を搭載

使い捨て式防じんマスクやN95マスクが測定できます。



防じんマスク装着時の例

被験者

密着性を
視覚化

フィットテストの使用例

実施者

MNFT PRO
マスク内圧・フィッティングテスター

MNFT PRO は、呼吸用保護具の内側と外側の空気中の個数を測定する装置です。フィットテスト用としてフィットファクタを求めることができます。また、**フィットファクタ又は漏れ率と面体内圧をリアルタイムで表示**できるので、日常の装着訓練や呼吸用保護具の教育用としても使用できます。



MNFT PROリーフレット



フィットテスト用面体/
サンプリングアダプターリーフレット

